

議案第33号関係資料

補助金等の取扱いについて

平成 16 年 1 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|----|------|-----------------------|---------------|-----------------------|----|------|--|
| 1 | 総務 | 秋田人権擁護委員協議会運営補助金 | 河辺郡町村会負担金 | 秋田地区人権擁護委員協議会助成金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 2 | 総務 | 秋田市職員互助会運営費補助金 | 河辺町職員互助会補助金 | 雄和町職員互助会活動費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 3 | 総務 | 秋田市職員会館運営費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 4 | 総務 | | 退職者かえで会補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 5 | 総務 | | | 雄和町町内各自主防災組合活動費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 6 | 総務 | 第62回国民体育大会秋田市準備委員会補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 7 | 企画調整 | 初級日本語講座市民活動支援事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 8 | 企画調整 | 青年国際理解促進事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 9 | 企画調整 | | | 秋田市雄和会補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 10 | 企画調整 | | 中学生海外研修派遣費補助金 | 海外派遣費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 11 | 企画調整 | | | 町国際交流協会育成費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 ただし、雄和町国際交流協会に対しては新市で実施する国際交流事業において、必要に応じ事業の委託等を検討する。 |
| 12 | 企画調整 | | | 国際交流の集い開催費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 13 | 企画調整 | | 総合産業文化祭補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 ただし、公民館事業やサークル発表等については、合併後も教育委員会において継続する。 |
| 14 | 企画調整 | | | 雄和町育英会運営費補助金 | A | | 補助金については、育英会の経営状況を見ながら取り扱いを検討する。ただし、雄和町は合併時までに債務圧縮等により同団体の経営健全化に努める。 |
| 15 | 企画調整 | | | 雄和町育英会補助金(大学生奨学金貸与事業) | C | | 補助金については、平成16年度より廃止する。平成16年度以降は、当分の間、(財)雄和町育英会で留保している奨学金返還特定預金を財源とし、旧雄和町の対象者への貸与事業を継続する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|----|------|--------------------|---------------------------|------------------|----|------|---|
| 16 | 企画調整 | 秋田被害者支援センター事業補助金 | 秋田被害者支援センター負担金 | 秋田被害者支援センター負担金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 17 | 企画調整 | 法律扶助協会事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 18 | 企画調整 | | | 東京雄和会補助金 | C | | 合併時に廃止する。 ただし、組織の総会等開催の際には、担当部局等において可能な限りの支援を検討する。 |
| 19 | 財政 | 納税貯蓄組合事務費補助金 | 納税貯蓄組合奨励金 納税貯蓄組合連合会補助金 | 納税貯蓄組合連合会補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 20 | 財政 | | たばこ小売組合補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 21 | 財政 | | 農業青色申告会補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 22 | 市民生活 | 公衆浴場設備改善等補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 23 | 市民生活 | 秋田市水道施設設備等補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 24 | 市民生活 | 消費者団体育成補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 25 | 市民生活 | 交通安全母の会連絡協議会活動費補助金 | 河辺町交通安全母の会補助金 | 交通安全母の会活動費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 26 | 市民生活 | 交通指導隊被服費等補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 27 | 市民生活 | 補充隊員被服費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 28 | 市民生活 | 秋田地区交通安全協会活動費負担金 | 秋田地区交通安全協会河辺支部補助金 | 交通安全協会雄和支部活動費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 29 | 市民生活 | | 霊柩車使用補助金 | | C | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度に廃止する。 |
| 30 | 市民生活 | | | 町外火葬使用料交付金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 31 | 市民生活 | | 河辺町チャイルドシート購入費補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|----|------|---|--------------------------------------|--------------------|----|------|--|
| 32 | 市民生活 | まちあかり・ふれあい推進事業費助成金(町内自治活動助成金) | | 自治会行政連絡費交付金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 ただし、雄和町については平成17年度に段階的調整を行い、平成18年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 33 | 市民生活 | 集会所類似施設補助金 | 河辺町町内集会所施設建築事業補助金 | 地域コミュニティ施設建設費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 34 | 市民生活 | (事業主体は市) | 防犯灯設置事業費補助金 | 雄和町街灯維持管理・新設修理費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 35 | 市民生活 | まちあかり・ふれあい推進事業費助成金(電気料助成金、灯具交換・補修費助成金) | (維持管理費は町内会) | 雄和町街灯維持管理・新設修理費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 36 | 市民生活 | | 河辺町三地区町内会長会補助金 | | C | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度に廃止する。 |
| 37 | 市民生活 | (事業主体は市) | (事業主体は町) | テレビ難視聴解消等事業費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 38 | 市民生活 | (啓蒙用品を配布) | 河辺町防犯協会補助金 | 町防犯協会活動費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 39 | 市民生活 | 暴力追放運動助成金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 40 | 市民生活 | コミュニティセンター運営委員会活動費助成金 | 岩見三内コミュニティ運営補助金 | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 41 | 市民生活 | コミュニティ助成事業 | コミュニティ助成事業 | 緑化コミュニティ助成事業補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 42 | 市民生活 | | 河辺町地域環境整備補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 43 | 福祉 | 社会福祉施設等施設(設備)整備費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 44 | 福祉 | 社会福祉施設振興費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 45 | 福祉 | 秋田市高齢者福祉施設整備資金借入利子補助 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 46 | 福祉 | 中央地区老人福祉総合エリア特別養護老人ホームおよびケアハウスの創設に係る施設・設備借入資金償還金補助金 | デイサービスセンター建築資金償還補助金 暖房設備改修資金償還補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。債務負担行為を設定しているものであり、償還終了時まで補助を継続する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|----|----|--|---------------------------------|---|----|------|--------------------------------------|
| 47 | 福祉 | 社会福祉施設業務省力化設備費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 48 | 福祉 | 産休等代替職員費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 49 | 福祉 | 地域保健・福祉活動推進事業補助金 | 福祉教育推進費補助金 ボランティア活動推進費補助金 | | B | | 合併時に秋田市の基金および制度に統一する。 |
| 50 | 福祉 | 社会福祉総務費各種補助金 (市遺族会、秋田市河辺郡傷痍軍人会、市保護司会) | 秋田地区保護司会河辺分区会補助金 | 雄和町遺族連合会運営費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 51 | 福祉 | 秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金 ふれあいのまちづくり事業補助金 | 河辺町社会福祉協議会補助金 在宅福祉活動促進事業費補助金 | 雄和町社会福祉協議会活動費補助金 福祉活動専門員設置費補助金 在宅福祉促進事業費補助金 | B | | 3社協の合併後の事業計画を踏まえたうえで補助のあり方を検討する。 |
| 52 | 福祉 | 秋田市民生児童委員協議会運営費補助金 | (報償費および委託料で支出) | 雄和町民生児童委員協議会運営費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 53 | 福祉 | 心身障害者小規模作業所補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 54 | 福祉 | 重度身体障害者生活環境改善事業費補助金 | 身体障害者住宅バリアフリー化支援事業費補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 55 | 福祉 | 「ことばの教室」事業運営費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 56 | 福祉 | | 補装具・日常生活用具自己負担金補助 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 57 | 福祉 | 身体・知的障害交通費補助事業(タクシー料金) | 人工透析患者通院費助成金 | 人工透析者通院支援費 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 58 | 福祉 | 身体・知的障害交通費補助事業(バス料金) | | 心身障害(児)者乗合自動車運賃 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 59 | 福祉 | 身体・知的障害者福祉費各種補助金 | 身体・知的障害者福祉費各種補助金等 | 身体・知的障害者福祉費各種負担金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 60 | 福祉 | すこやか子育て支援事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 61 | 福祉 | 認定保育施設助成事業 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 62 | 福祉 | 私立保育所障害児保育事業 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 63 | 福祉 | 私立保育所一時保育事業 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に印を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|----|------|--------------------|-----------------|-------------------|----|------|--------------------------------------|
| 64 | 福祉 | 私立保育所乳児保育促進事業 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 65 | 福祉 | 私立保育所休日保育事業 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 66 | 福祉 | 私立保育所延長保育促進事業 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 67 | 福祉 | 秋田市母子寡婦福祉連合会補助金 | 河辺町母子寡婦福祉連合会補助金 | 雄和町母子寡婦福祉連合会補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 68 | 福祉 | 秋田市母子生活支援施設運営費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 69 | 福祉 | 母子家庭父子家庭児童保育援助費補助金 | ひとり親家庭児童保育援助費 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 70 | 福祉 | | 父母の会補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 71 | 福祉 | 単位老人クラブ活動補助金 | 単位老人クラブ活動補助金 | 老人クラブ活動補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 72 | 福祉 | 秋田市老人クラブ連合会事業活動補助金 | 老人クラブ連合会補助金 | 老人クラブ活動補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 73 | 福祉 | 敬老会補助金 | | 雄和町敬老福祉大会実行委員会補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 74 | 福祉 | 秋田市老人クラブ連合会特別事業補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 75 | 福祉 | | ホームヘルパー派遣手数料補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 76 | 総務福祉 | | 軍恩連盟河辺支部補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 77 | 福祉 | | 生き生き元気事業補助金 | | C | | 合併時に、秋田市の類似事業(いきいきサロン)に統合し、補助金は廃止する。 |
| 78 | 保健 | 秋田市医師会事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 79 | 保健 | 秋田中央薬剤師会営業局運営費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 80 | 保健 | 秋田市地域保健推進員活動事業補助金 | 健康づくり事業推進委託料 | 健康推進事業委託料 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 81 | 保健 | 在宅老人医療ネットワーク補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|----|----|-------------------------|------------------|--------------------|----|------|--|
| 82 | 保健 | 秋田市妊婦健康診査費 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 83 | 保健 | 結核予防費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 84 | 保健 | 難病団体連絡協議会運営費補助金 | 難病団体連絡協議会負担金 | 難病団体連絡協議会負担金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 85 | 保健 | 秋田市精神障害者地域生活援助事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 86 | 保健 | 秋田市精神障害者交通費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 87 | 保健 | 秋田市精神障害者ショートステイ事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 88 | 保健 | 公的医療機関整備費補助金 | 秋田組合総合病院新築工事助成金 | 厚生連秋田組合病院新築工事補助金 | A | | 債務負担行為を設定しているものであり、合併時に引き継ぐ。 |
| 89 | 環境 | 秋田市家庭生ごみ処理機構入費補助金 | コンポスター設置事業 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 90 | 環境 | | | 雄和町ごみ集積所設置整備事業費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 91 | 環境 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | (事業主体は町) | 合併処理浄化槽設置整備事業 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、補助金額は雄和町の制度を基準として検討する。また、河辺町の制度については、当分の間現行どおりとする。 |
| 92 | 商工 | 秋田商工会議所商工業振興事業費補助金 | 河辺町商工会運営費補助金 | 商工会育成費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。ただし、商工会への補助金については、激変緩和のため段階的に減額する。 |
| 93 | 商工 | 秋田県中小企業団体中央会事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 94 | 商工 | | 河辺町商工会地域活性化補助金 | 地域振興活性化事業費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。ただし、商工会への補助金については、激変緩和のため段階的に減額する。 |
| 95 | 商工 | 秋田市中小企業融資あっせん制度信用保証料補助金 | 中小企業振興資金保証料補給負担金 | 雄和町中小企業振興資金保証料補給金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 96 | 商工 | 秋田市中小企業融資あっせん制度利子補給金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|-----|-------------------------|--------------------|------------------|----|------|------------------|
| 97 | 商 工 | 商店街ソフト事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 98 | 商 工 | 商店街C I 事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 99 | 商 工 | 商店街街路灯等電気料補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 100 | 商 工 | 商店街共同施設設置事業費補助金 | 岩見三内地区商店街街路灯修繕費補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 101 | 商 工 | 商店街空き店舗対策事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 102 | 商 工 | 中小商業活性化事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 103 | 商 工 | 竿燈まつり実行委員会補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 104 | 商 工 | 土崎港まつり事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 105 | 商 工 | (財)秋田市観光コンベンション協会運営費補助金 | 河辺町観光協会補助金 | 町観光協会事業運営費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 106 | 商 工 | ヤートセ秋田祭開催費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 107 | 商 工 | | 岩見川清流まつり実行委員会補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 108 | 商 工 | 雄物川フェスティバル事業補助金 | かわべ清流花火実行委員会補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 109 | 商 工 | | へそまつり実行委員会補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 110 | 商 工 | 観桜会開催事業補助金 | さくらまつり実行委員会補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 111 | 商 工 | 冬期観光客誘致事業補助金 | 秋田・河辺冬まつり実行委員会補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 112 | 商 工 | 秋田市内観光バスPR事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 113 | 商 工 | | ユフォーレ町民利用補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 114 | 商 工 | | | 大正寺おけさままつり開催費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|-----|-------------------------|----------------------|--------------------|----|------|-----------------------------|
| 115 | 商 工 | | | 秋田長持唄全国大会開催費補助金 | C | | 合併後激変緩和のため補助金を段階的に減額し、廃止する。 |
| 116 | 商 工 | | | 公営施設修繕費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 117 | 商 工 | 秋田県中央メーカー実行委員会補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 118 | 商 工 | 秋田市共同高等職業訓練校補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 119 | 商 工 | 秋田市勤労者福祉サービスセンター運営補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 120 | 商 工 | 秋田雇用開発協会地域雇用開発促進事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 121 | 商 工 | 高齢者が就業機会確保事業費補助金 | 河辺町シルバー人材センター事業 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 122 | 商 工 | 秋田県中央地区発明くふう展補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 123 | 商 工 | 利子補給金(中小製造業設備資金、用地取得資金) | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 124 | 商 工 | 商工業振興条例に基づく助成金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 125 | 商 工 | (職員2名派遣) | (財)あきた産業振興機構運営費補助金 | (財)あきた産業振興機構運営費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 126 | 商 工 | | 河辺町建設技能組合運営費補助金 | | C | | 段階的に削減した上で廃止する。 |
| 127 | 商 工 | | 七曲臨空港工業団地連絡協議会運営費補助金 | | C | | 段階的に削減した上で廃止する。 |
| 128 | 商 工 | | 河辺町誘致企業懇談会運営費補助金 | | C | | 段階的に削減した上で廃止する。 |
| 129 | 商 工 | 輸出入関連展示会参加支援補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 130 | 商 工 | 秋田港海の祭典開催費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 131 | 商 工 | セリオン運営費等補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 132 | 農 林 | 担い手農業者組織活動支援事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|-----|------------------------|------------------------|------------------------|----|------|---|
| 133 | 農 林 | 農業経営基盤強化資金等利子助成費補助金 | 農業経営基盤強化資金等利子助成費補助金 | 農業経営基盤強化資金等利子助成費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 134 | 農 林 | 新規就農支援活動事業費補助金 | 農業技術等習得研修助成事業補助金 | フロンティア農業者研修育成事業補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 135 | 農 林 | 稲作農家緊急経営安定資金利子補給 | 稲作農家緊急経営安定資金利子補給 | 稲作農家緊急経営安定資金利子補給 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。(平成16年度で終了。) |
| 136 | 農 林 | 農業あきた緊急サポート資金利子補給 | 農業あきた緊急サポート資金利子補給 | 農業あきた緊急サポート資金利子補給 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 137 | 農 林 | 稲作を主とする認定農業者経営安定事業費補助金 | 稲作を主とする認定農業者経営安定事業費補助金 | 稲作を主とする認定農業者経営安定事業費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。(平成16年度で終了。) |
| 138 | 農 林 | 水田作付体系転換緊急推進事業 | 水田作付体系転換緊急推進事業 | 水田作付体系転換緊急推進事業 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 139 | 農 林 | | 生産調整地域推進活動支援事業補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 140 | 農 林 | | 生産調整推進対策地域調整事務推進費補助金 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(望ましい秋田の水田農業確立事業)に統合し、補助金を廃止する。 |
| 141 | 農 林 | 秋田米トップブランド対策事業費補助金 | あなたと地域の農業夢プラン応援事業補助金 | 無人ヘリオバレーター緊急確保対策事業補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 142 | 農 林 | 大豆等団地生産条件整備事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 143 | 農 林 | 野菜・花き施設等導入促進事業費補助金 | 販売用野菜等ハウス設置事業補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 144 | 農 林 | 野菜・花き生産拡大推進事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 145 | 農 林 | 果樹生産効率化促進事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 146 | 農 林 | | 河辺町果樹振興会補助金 | | C | | 合併時に廃止する。ただし、秋田市農業総合指導センターで果樹振興会の活動を支援する。 |
| 147 | 農 林 | 野菜・花き出荷安定事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 148 | 農 林 | | | 輸入急増農産物対応特別対策事業補助金 | C | | 合併時に秋田市の類似事業(野菜花き生産拡大推進事業)に統合し補助金を廃止する。 |
| 149 | 農 林 | | | 戦略作目政策拡大事業補助金 | C | | 合併時に秋田市の類似事業(野菜花き生産拡大推進事業)に統合し補助金を廃止する。 |
| 150 | 農 林 | 地域畜産再編対策事業費補助金 | J A 和牛部会補助金 | 町和牛組合活動費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|-----|-----------------------|---------------------|--------------------|----|------|---|
| 151 | 農 林 | 肉用繁殖牛導入事業費補助金 | 肉用繁殖牛導入事業費補助金 | 和牛導入事業費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 152 | 農 林 | 家畜衛生対策事業費補助金 | 家畜衛生対策事業費補助金 | 家畜防疫事業費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 153 | 農 林 | 堆肥処理施設緊急整備事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 154 | 農 林 | | | 産地構造改革支援事業補助金 | C | | 合併時に秋田市の秋田米トップブランド対策事業等に統合し、補助金を廃止する。 |
| 155 | 農 林 | 農業体験学習推進対策事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 156 | 農 林 | 農業技術指導支援事業費補助金 | | 農業技術指導支援事業費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。(平成16年度で終了。) |
| 157 | 農 林 | 秋田市農業総合指導センター運営活動費補助金 | 河辺町農業農村活性化センター事業負担金 | 雄和町農業総合指導センター事業補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 158 | 農 林 | 中山間地等直接支払交付金 | | 中山間地等直接支払交付金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。(平成16年度で終了。) |
| 159 | 農 林 | 各種大会開催補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 160 | 農 林 | 栽培漁業定着強化事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 161 | 農 林 | (市の事業として放流) | 鮎・やまめ等放流事業補助金 | 仙北西部漁業協同組合 | A | | 現行どおりとする。 |
| 162 | 農 林 | | 岩見川漁業協同組合補助金 | | A | | 現行どおりとする。 |
| 163 | 農 林 | | | 山村振興総合交流建設事業費補助金 | A | | 現行どおりとする。 |
| 164 | 農 林 | | 暗渠排水対策事業費補助金 | | B | | 秋田市の市単独土地改良事業に統合する。 |
| 165 | 農 林 | | 生産調整推進団地化促進費補助金 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(望ましい秋田の水田農業確立事業)に統合し、補助金を廃止する。 |
| 166 | 農 林 | | 転作振興作目販売促進事業補助金 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(望ましい秋田の水田農業確立事業)に統合し、補助金を廃止する。 |
| 167 | 農 林 | | 転作経営確立助成推進事業費補助金 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(望ましい秋田の水田農業確立事業)に統合し、補助金を廃止する。 |
| 168 | 農 林 | | 大豆生産集落営農組織報償 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(望ましい秋田の水田農業確立事業)に統合し、補助金を廃止する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|-----|------------------------|---------------------------|----------------------------|----|------|---|
| 169 | 農 林 | | 水田転作復元補助金 | | B | | 秋田市の市単独土地改良事業に統合する。 |
| 170 | 農 林 | | 河辺有機米推進事業補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 171 | 農 林 | | 出羽丘陵広域農業開発事業負担金 子補給補助金 | 出羽丘陵広域農業開発事業負担金 子補給費補助金 | A | | 現行どおりとする。 |
| 172 | 農 林 | | J A 営農指導研修用バス購入補助 | | C | | 合併時に廃止する。(平成15年度で終了) |
| 173 | 農 林 | | 農畜産物直売所補助金 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(地産地消推進事業)に統合し、補助金を廃止する。 |
| 174 | 農 林 | | 大豆栽培受託組織育成費補助 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(望ましい秋田の水田農業確立事業)に統合し、補助金を廃止する。 |
| 175 | 農 林 | | 野菜供給運営事業費補助 | | C | | 合併時に秋田市の類似事業(地産地消推進事業)に統合し、補助金を廃止する。 |
| 176 | 農 林 | | 農林水産物特産加工推進費補助 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 177 | 農 林 | | 集出荷施設販売推進費補助 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 178 | 農 林 | | 農業用プラスチック適正処理推進費 補助 | | C | | 合併時に廃止する。(平成15年度で終了) |
| 179 | 農 林 | | | 大家畜経営活性化資金特別融通助成 事業補助金 | A | | 現行どおりとする。 |
| 180 | 農 林 | 市単独土地改良事業費補助金 | 町単独土地改良事業補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 181 | 農 林 | かんがい排水事業補助金 | | 基盤整備促進事業費補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 182 | 農 林 | 土地利用調整推進事業費補助金 | 土地利用調整推進事業費補助金 | 担い手育成土地利用調整推進事業費 補助金 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 183 | 農 林 | 県単小規模土地改良事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 184 | 農 林 | 土地改良施設維持管理適正化事業補 助金 | 土地改良施設維持管理適正化事業補 助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|-----|--------------------------|--|-------------------------------|----|------|---|
| 185 | 農 林 | 農道・水路整備事業償還費補助金 | 農道整備事業償還補助 岩見三内地区農村基盤総合整備事業 償還補助 県営石川地区排特事業償還補助 県営和田地区かん排事業償還補助 県営和田地区用排水施設整備事業償 還補助 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 186 | 農 林 | 農地・農業用施設災害復旧費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 187 | 農 林 | | 担い手育成基盤整備事業補助金 | 県営担い手育成基盤整備事業費補助 金 | B | | 合併前の事業着手地区については合併後5年を限度に継続するものとし、その後の事業の延伸についてはその時点で再度調整する。 |
| 188 | 農 林 | | 担い手育成基盤整備基礎調査費補助 金 | | C | | 合併時に類似事業（土地改良事業調査計画）に統合し、補助金を廃止する。 |
| 189 | 農 林 | | | 土地改良区整備促進費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 190 | 農 林 | 秋田市農業集落排水設備補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 191 | 農 林 | 生活扶助世帯に対する水洗便所設置 費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 192 | 農 林 | 森林整備地域活動支援事業 | 森林整備地域活動支援事業 | 森林整備地域活動支援事業 | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 193 | 農 林 | 民有林振興対策事業間伐補助金 | 間伐促進強化事業 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 194 | 農 林 | (秋田猟友会に委託) | 河辺猟友会補助金 | 雄和猟友会活動費補助金 (林業振興集団育成費補助金) | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 195 | 農 林 | 民有林振興対策事業作業路補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 196 | 農 林 | | 河辺町北野田高野生産森林組合保育 事業補助 | | C | | 合併時に廃止する。ただし、間伐補助、作業路開設補助、林道開設改良等については秋田市の民有林振興対策事業で支援が可能。 |
| 197 | 農 林 | | 良質材生産目標林分設置運動補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 198 | 農 林 | | 河辺町きのこ生産者組合榎木購入経 費 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 199 | 建 設 | 秋田市私道等整備事業補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|----|------|--|
| 200 | 建設 | 環境整備地域連携事業補助金 | 環境整備地域連携事業補助金 | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 201 | 建設 | | 河辺町和田流雪溝利用組合補助金 | | A | | 現行どおりとする。 |
| 202 | 都市整備 | 都市景観促進地区補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 203 | 都市整備 | 生活バス路線維持対策費補助金 | 秋田県生活バス路線等維持費補助金 河辺町生活バス路線維持費補助金 | 生活バス路線等維持費補助金 特別指定生活路線運行費補助金 | B | | 合併時は現行どおりとし、新市において検討する。 河辺町の秋田県生活バス路線等維持費補助金のうち、町単独の乗車密度カット分については、平成17年度から廃止する。 |
| 204 | 都市整備 | まちづくり促進事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 205 | 都市整備 | 優良建築物等整備事業費補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 206 | 都市整備 | あきた街なかファミリー住宅家賃減額補助金 | | | B | | 合併時に秋田市の制度に統一する。 |
| 207 | 都市整備 | | | 住民広場購入費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 208 | 都市整備 | | | 雄和町国際定期便利用交流事業 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 209 | 都市整備 | | | 雄和町生活路線バス停留所待合所設置整備事業費補助 | C | | 合併時に現行制度を廃止し、新市において検討する。 |
| 210 | 教育 | 小・中学校就学援助費補助金 小・中学校保健給食費補助金 | 小・中学校就学援助費補助金 | 就学援助費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 211 | 教育 | 特殊教育就学奨励費補助金 | 小・中学校就学援助費補助金 | 就学援助費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 212 | 教育 | 遠距離通学費補助金 | 遠距離通学費補助金 冬季通学費補助金 | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 213 | 教育 | 遠距離通学費補助金(特殊学級に通学する児童に付き添う保護者) | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 214 | 教育 | 学事課各種大会開催費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 215 | 教育 | 秋田市小・中学校長会・教頭会に対する補助金 | 町校長会補助金 郡教育研究会補助金 教育職員研究会補助金 | 町校長会等補助金 郡教育研究会補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|----|--|-------------------------------|------------------------------|----|------|--|
| 216 | 教育 | 秋田市中学校体育連盟に対する補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 217 | 教育 | 各種大会出場費補助金(小・中学校) | 小学校陸上記録会補助金 選手派遣費補助金(中学校) | 学校行事補助金(中学校) 各種大会生徒派遣費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 218 | 教育 | 秋田市立高等学校各種大会出場費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 219 | 教育 | 幼稚園就園奨励費補助事業(幼稚園就学奨励費補助金) | 幼稚園就園奨励費補助事業(幼稚園就学奨励費補助金) | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 220 | 教育 | 幼稚園就園奨励費補助事業(すこやか子育て支援事業費補助金) | 幼稚園就園奨励費補助事業(すこやか子育て支援事業費補助金) | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 221 | 教育 | 私学振興助成事業(秋田市私立幼稚園協会に対する補助金) | 幼稚園運営費補助金 | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 222 | 教育 | 私学振興助成事業(秋田県私立中学高等学校に対する助成金) | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 223 | 教育 | 私学振興助成事業(秋田市学校法人立専修学校に対する助成金) | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 224 | 教育 | 私学振興助成事業(私立学校等施設整備費補助金) | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 225 | 教育 | 秋田市学校保健会補助金 | 秋田県学校保健会河辺地区部会運営費補助金 | 学校保健会事業(負担金) | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 226 | 教育 | | 秋田市歯科医師会補助金 | 秋田市歯科医師会補助金 | C | | 合併時に廃止する。なお、事業としては、秋田市の事業(よい歯のコンクール)で対応する。 |
| 227 | 教育 | | 高校生通学費補助金 | 雄和町高校生就学費補助金 | C | | 合併後は新規支給者を受け入れない。ただし、既受給者は在学中は支給する。 |
| 228 | 教育 | | | 雄和町育英会補助金(高校生奨学金支給事業) | C | | 合併後は新規支給者を受け入れない。ただし、既受給者は在学中は支給する。 |
| 229 | 教育 | | 外国青年招致事業 家賃補助 | | C | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から廃止する。 |
| 230 | 教育 | | 外国青年招致事業 通勤費補助 | | C | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から廃止する。 |
| 231 | 教育 | (社)秋田市文化団体連盟運営費補助金 秋田市文化財保護協会運営費補助金 | 河辺町芸術文化協会補助金 河辺町文化財保護協会補助金 | 雄和町芸術文化協会運営費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 232 | 教育 | 秋田市文化関係団体事業費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|----|---------------------------|---------------------------------|-----------------------|----|------|--|
| 233 | 教育 | 文化財保存事業補助金 重要文化財管理費補助金 | 町指定文化財保護保存補助金 無形文化財保存継承活動補助金 | 町指定文化財補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 234 | 教育 | | 仙北河辺芸術文化団体交流研修会開催費補助金 | 仙北河辺芸術文化団体交流研修会開催費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 235 | 教育 | | | 雄和町カモシカ食害対策事業補助金 | C | | 合併時に廃止する。ただし、合併後の同事業については、現在秋田市が計画的に実施している方針に基づいて行う。 |
| 236 | 教育 | 地区体育協会スポーツ活動補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 237 | 教育 | ブロックスポーツ活動補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 238 | 教育 | 秋田市・ハッパ市青少年スポーツ交流事業運営費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 239 | 教育 | 各種大会開催費補助金 | 地域スポーツ振興補助金 社会体育振興事業補助金 | 各種大会開催費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 240 | 教育 | 各種大会出場費補助金 | 全国大会選手派遣費補助金 | 各種大会遠征費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 241 | 教育 | 財団法人秋田市体育協会運営費補助金 | 河辺町体育協会補助金 | 雄和町体育協会運営費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 242 | 教育 | 秋田市スポーツ少年団運営費補助金 | 河辺町スポーツ少年団育成助成金 | 雄和町スポーツ少年団運営費補助金 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 243 | 教育 | 海水浴場補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 244 | 教育 | | 河辺郡スポーツ少年団大会補助金 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 245 | 教育 | 秋田市民憲章推進協議会運営費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 246 | 教育 | 秋田市PTA連合会運営費補助金 | 河辺町PTA連合会 | 雄和町PTA連絡協議会 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 247 | 教育 | 秋田市連合青年会運営費補助金 | | 雄和町連合青年会 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 248 | 教育 | 秋田市サークル連合協議会運営費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 249 | 教育 | 秋田市連合婦人会運営費補助金 | 河辺町婦人連合会 | 雄和町連合婦人会 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

補助金等の調整方針(案)

| 番号 | 部会 | 秋田市 | 河辺町 | 雄和町 | 区分 | 経過措置 | 調整方針 |
|-----|----|----------------------------------|-------------------------|----------------------------|----|------|--------------------------------------|
| 250 | 教育 | 秋田市婦人団体連絡協議会運営費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 251 | 教育 | 秋田市子ども会育成連絡協議会運営費補助金 | 母親クラブ(青少年健全育成推進事業補助金) | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 252 | 教育 | 秋田伝承遊び研究会運営費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 253 | 教育 | 秋田市16ミリ映画友の会運営費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 254 | 教育 | 青少年育成秋田市民会議運営費補助金 | 青少年町民会議(青少年健全育成推進事業補助金) | 青少年育成雄和町町民会議 | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 255 | 教育 | 第29回童っ子の雪まつり開催費補助 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 256 | 教育 | 秋田市民憲章板整備事業費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 257 | 教育 | 地域青年リーダー養成事業「第6期ユースカレッジ研修」開催費補助金 | | | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 258 | 教育 | | 新生活運動推進補助 | | C | | 合併時に廃止する。 |
| 259 | 教育 | | | 人材養成研修派遣費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |
| 260 | 教育 | | | 社会教育関係団体補助金(雄和町自治公民館連絡協議会) | B | | 平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。 |
| 261 | 教育 | | | 社会教育関係団体補助金(裕和大学学友会) | C | | 合併時に廃止する。なお、事業としては公民館事業で対応する。 |
| 262 | 教育 | | 生涯大学健康講座補助金 | | A | | 現行どおりとする。平成16年度で終了。 |
| 263 | 教育 | | 諸研修派遣費補助 | | A | | 現行どおりとする。平成16年度で終了。 |
| 264 | 教育 | 少年保護育成委員会事業費補助金 | 少年保護育成委員会事業費補助金 | 秋田地区少年保護育成委員会活動費補助金 | C | | 合併時に廃止する。 |

(注1) 該当する項目(補助金等)を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に印を表示。